北の丸公園の利用の在り方検討会(第1回)資料より抜粋 北の丸公園の歴史

2. 近年の取組

(1)平成 20 年管理基本方針策定

皇居前広場及び北の丸公園について、国民公園として閣議決定(皇居前広場:昭和22年12月、北の丸公園:昭和38年5月)により定められた基本的な管理の理念に対し、近年の社会状況や皇居外苑における施設、景観、庭園管理等の変化を踏まえ、今後の概ね10年間にわたる管理基本方針がとりまとめられた(平成20年3月)。

皇居外苑の全体方針のほか、エリア別方針として北の丸公園の方針も示されている。

①北の丸公園の管理基本方針

管理基本方針において、北の丸公園の管理の基本方針は以下のように示されている。 当時、苑内施設利用に左右される現状に対し、公園としての自立性を強めること、そして そのための魅力づくりが課題であり、それに対応する形で目指す姿と管理方針が設定さ れた。

(目指す姿) 文化の香り豊かで、多様な楽しみ方のできる森林公園

(管理の基本方針)

- ■皇居との連続性の維持
- ・外周部の常緑広葉樹を中心とする森の保全
- ■ゾーン毎に多様な環境要素を活かした特色ある憩いの場づくり
- ・せせらぎに憩う、 四季の花を楽しむ、野鳥を観察する、芝生で憩う、子どもたちが遊ぶなど、 多様な苑内環境を活かした憩いの場づくり
- ■自然観察、体験学習等のプログラムの充実
- ・巨樹を楽しむ、自然観察するなどのプログラム
- ・自然の中での遊び方の学習といった特色づけの工夫
- ■わかりやすい苑内誘導システムの構築
- ・入口らしい演出、苑路、サインなどによる苑内への自然な誘導
- ・苑内の大規模施設内での公園情報の発信

②北の丸公園の施設管理指針

個別管理運営指針において、北の丸公園の施設管理の基本方針は以下のように示されている。施設管理に関する最大の課題は、公園独自の特色や性格のアピールが不十分であることが挙げられており、それが施設面で情報案内・情報発信機能の不足として現れていると指摘している。

(管理の基本方針)

■苑内の特性から場所毎の特色づけを行い、特色に応じた「憩いと自然観察の場」を造り出すこと

と並行して、「苑内を誘導する」ために必要な施設を整備する。

- ・具体的な施設整備としては、苑内の情報提供を充実させ、利用の起点となる「案内情報センター」 を設置する。
- ・起点から、苑内をわかりやすく巡れるような誘導標識、森林公園での観察を楽しめるような自然 の解説板や樹名板等を設置する。
- ・将来的には、中心の池や芝生へ向かう苑路の入口部を広げ、アプローチを容易にすることも検討 する。

さらに、今後の施設の見直しに当たっては環境への配慮、ユニバーサルデザイン、自然景観との 調和の視点も重視し、必要な機能付加を行う。

③北の丸公園の庭園管理指針

個別管理運営指針において、北の丸公園の庭園管理の基本方針は以下のように示されている。庭園管理の課題は、まず常緑広葉樹の森や池、雑木林、芝生など異なる環境に恵まれているにもかかわらず、それぞれの性格づけが明確でないことが挙げられる。さらに、芝生の傷みやはがれがあるほか、花木園や雑木林の部分を中心に、開園当初の植樹木(幼木であった)が過密になり、一本一本の樹木が良好に育っていない箇所が見られる。また利用環境の観点からは、広々とした芝生地や花木園が憩いの場や遊び場として活用されておらず、 規制が優先されている、などの問題がある。

(管理の基本方針)

開園後約 40 年が経過し、人工的な森も現在では鬱蒼とした森林になり、皇居から連続する豊かな緑となっている。この貴重な自然環境を保全することが庭園管理の基本になる。開園時及びそれ以降の植林により、現在の樹種数は相当に多く、種子植物だけで 400 種を数える (科学技術館発行「散歩のおとも」による)。さらに多様な植物を目当てに多くの動物が集まり、 都市部の公園としては珍しく、生物多様性が豊かな場所となっている。

こうした特性を踏まえ、ゾーン毎の特性をより明確にすることとで、季節ごとに花を楽しみ、 多くの人が自然とのふれあいを楽しめる公園とする。

- ・具体的には、上記の 7 ゾーンそれぞれの現在の特徴や過去の植栽経緯、利用現況を踏まえて、ゾーン毎の性格づけを明確にし、そのイメージに相応しい樹木や草本の追加的導入と維持管理を行う。
- ・また、今後導入する樹種は基本的に関東平野の在来種とし、自然観察の対象となる小鳥や昆虫を より多く誘致できる草木を増やすなどの工夫を行う。
- ・なお、植栽にあたっては、公園全体を目指すべき姿に近づけていくために、情報発信や利用者サービス向上まで含めたエリア毎の総合的な計画を策定し、これに従い着実に実施していく。

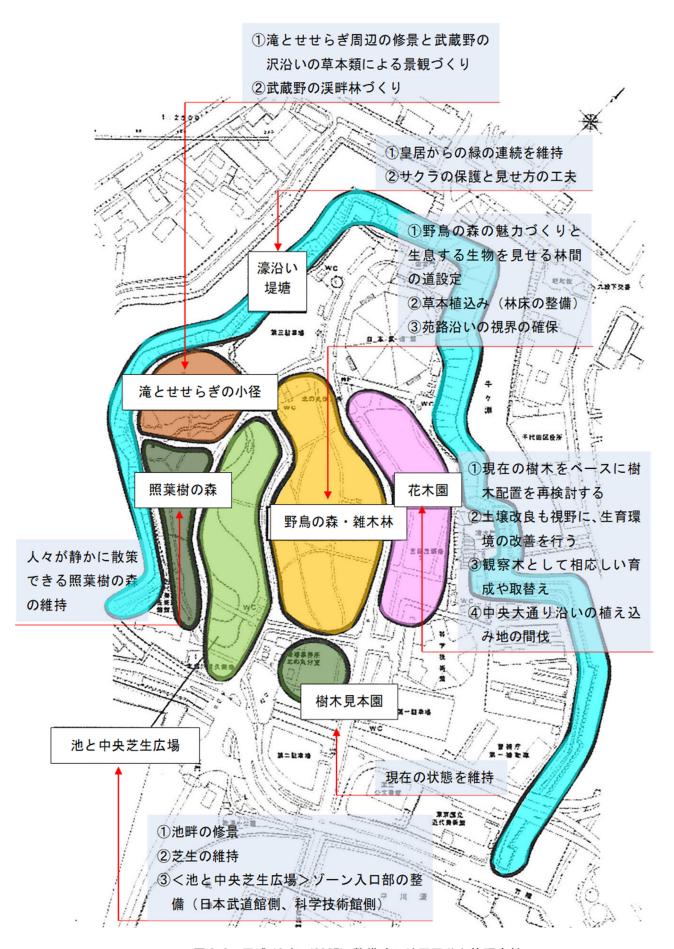


図 2-3:平成 19年(2007)整備時の地区区分と管理方針

(2)平成25年千鳥ヶ淵環境再生プラン策定

千鳥ヶ淵の水質が環境省及び関係機関による対策によって改善が進むことを契機に、生物、景観、利用など様々な観点から千鳥ヶ淵の目指すべき将来像とその実現に向けた道筋について検討し、その結果を関係者で共有するものとして、千鳥ヶ淵の環境改善に関する構想『千鳥ヶ淵環境再生プラン』を皇居外苑管理事務所が策定した。

プランでは、全体、要素、場所ごとに目標像や実施方針を示しており、千鳥ヶ淵を 主対象とするプランであるが、隣接する北の丸公園についても関連する要素があるだ けでなく、個別の目標像が示されている。

①基本的な目標像

我が国の象徴としての皇居の森と一体化した森と水といきものの空間 象徴性、歴史性が継承され、見て、識ることのできる場所 サクラなど時代時代の景観、利用と象徴性、歴史性との共存

②要素毎の目標像

- ア. 生物の生息・生育環境
 - ・我が国の象徴的な存在である「皇居の森」と一体的な生物の生息・生育の場となり、皇居の森と支え合う存在、周囲に生き物を広げていく源となっている。
 - ・樹林、堤塘においては、皇居の森と同様の環境が存在し、皇居の森の生物とのつながりが確保され、景観的にも一体のものとなっている。"アオバズクの棲む森、オオタカの棲む森"
 - ・牛ヶ淵だけでなく、千鳥ヶ淵、北の丸の池に、水生植物、昆虫、魚類、水鳥などの 多様な生き物が生息・生育している。"オシドリやホタル、トンボの棲む水辺"
 - ・ホタル、ヒカリゴケ等の貴重な種が、それらの生息・生育の場となってきた歴史的 遺構とともに保全されている。

イ. 景観 (サクラを含む)

- ○象徴性と歴史性が継承された景観。
 - ・皇居の森と一体となった森と水の景観、多様で自然な景観が見られ、希少な生物をはじめ、様々な鳥、魚、昆虫の姿が森、草原や水面でみることができる。
- ○江戸城の濠、堤塘、門の景観、近代の近衛師団本部跡など様々な時代の歴史的景観が共存し、周辺の植栽や設置物も歴史的景観に配慮されたものになっている。
- ○サクラの優れた景観が保全、継承されている。
 - ・千鳥ヶ淵のソメイヨシノが継承され、変化に富んだサクラの景観が引き続き形成 されている。
- ○サクラ以外にも、季節感のある植栽が行われ、国民公園にふさわしい景観が 形成されている。

- ○サクラやその他の植栽による公園としての緑地景観が、皇居の森との一体性、歴史的景観の継承を損ねない様に配慮されており、かつ、時代、社会の要請の変化に応じて変化しうるものになっている。
- ○戦後の急速な都市機能の整備の中で、景観に影響を与えてきた道路、建物などの 様々な施設が、千鳥ヶ淵周辺の景観に配慮したものに改善されている。

ウ. 利用

- ○象徴性、歴史性が継承され、見て、識ることのできる場所。それらを損ねない様 に配慮されたサクラや様々な季節の植物を楽しむことのできる場所となっている。
- ○千鳥ヶ淵周辺が皇居の森と一体となった自然や江戸城以来の歴史の場であることが、内外の多くの人に知られていて、何度もこの場を訪れ、体験し、理解を深めることのできる場所となっている。(フィールドミュージアムの形成)
- ○サクラの時期だけではなく、四季を通じて多くの人が訪れ、環境教育などの時代、 社会に合った利用が行われている。

エ. 水質

千鳥ヶ淵を含む皇居外苑濠の水質については、皇居外苑濠管理方針・水質改善計画 (平成22年)において設定している目標の達成に向けた取組を行う。

③場所毎の目標像(北の丸公園)

- ・北の丸公園造営時の意図が尊重されながらも、皇居内に見られるような常緑広葉樹林、雑木林、明るい草地などの多様な緑地が広がり、豊かな生物の生息場所となり、 皇居の森との一体性が感じられる場所となっている。
- ・田安門、清水門、近衛連隊の遺構等、歴史的な遺構、景観が保全、継承されている。
- ・公園内の池については、護岸等が生物の生息・生育に適したものに改修されており、 ホタルなどの様々な生物の生息・生育環境、身近に自然を観察できる場となってい る。

④再生プランの実施(実現のための行動指針)

ア. 実施の枠組

- ○各参画者は、再生プランの内容を踏まえて取組を実施することが期待される。
- ○環境省皇居外苑管理事務所は、再生プランを実現するための事業の方針を作成し、 その実現を進める。
- ○再生プランの定期的なフォローアップ、及び状況の変化、時間の経過に応じた再 生プランの実現評価、見直しを実施する。

イ. 連携協働及び広報の推進

- ○関連する機関や団体等との連携協働の推進
- ・各参画者の取組が全体として効果的合理的になるようにするため、関係者が参画

する連絡協議機関を組織し、各参画者間の情報の共有を進める。

- ・関係する既存の取組との連携、協力を進めるため、取組の主体や関係者間の連絡 会議等に対して環境再生プランの情報提供や連携の働きかけを行う。
- ○広報による多方面への再生プランの周知
- ・本検討会のメンバー以外にも広く再生プランを周知し、多くの知見を得て協働に よる事業が推進できるよう再生プランの告知に努める。

○情報の受発信

・参画者は、ウェブサイト等を活用し、千鳥ヶ淵の自然資源や歴史資源について連携して一般に広く周知するとともに、関連する機関や団体等が実施するガイドツアーの紹介や教材の提供等を行う。

	【 I 期】 (~平成 27 年度)	【Ⅱ期】 概ね5年後まで (平成 28~30 年度)	【Ⅲ期】 概ね 10 年後まで (平成 35 年頃まで)
水質	○皇居外苑濠水質改善計画に おける当面の対策 (新浄化施設の整備等) ○下水越流防止[東京都]	○短期的対策による水質改善効果の分析○第2期対策の検討○対策検討のための取組(かい掘り試行)	○第2期対策の実施(例:定期的かい掘り、雨水貯留、水生植物の管理等)
生物の生息・ 生育環境の 確保(水域)	○牛ヶ淵における生物の生息・ 生育環境改善の検討、生息・生育環境の整備(試行)○牛ヶ淵周辺での環境保全のための関係者の協力体制構築 「環境省、千代田区、関係者」	○牛ヶ淵における生物の生息・ 生育環境の整備・改善 ○千鳥ヶ淵・北の丸地区における生物の生息・生育環境の 整備検討・試行(ホタル含む)	○牛ヶ淵における生物の生息・生育環境の安定化○千鳥ヶ淵・北の丸地区における生物の生息・生育環境(ホタル含む)の整備・改善→環境の安定化(さらに数年)
生物の生息・ 生育環境の 確保(陸域)	○北の丸地区の林相改善のための検討・事業実施 ○皇居の森との連続性確保に関する調査検討 ○ヒカリゴケ及び石垣の保全検討		○皇居の森との連続性確保事業の実施 ○ヒカリゴケ・石垣保全事業の実施
景観	○再生プランに基づくサクラ管理の実施 ○文化財景観保全のための管理実施		
利用	○周回ルート利用施設 改善検討○代官町通り沿いの利用環境改善[環境省]○周回ルートの利用促進[環境省、関係機関、民間等]○ガイドツアー・教育活動の展開[環境省、観光協会、千代田区、学校等教育機関、NPO等]○文化財に関する情報収集・普及啓発[関係機関]		
情報発信	○再生プランの周知、情報の発信[関係機関、民間]		
プランの 進行管理	○連絡協議機関の組織化[関係機関] ○再生プランのフォローアップ		

[参考] 短・中・長期スケジュールのイメージ(主な取組)

【千鳥ヶ淵環境再生プラン検討会委員名簿】

敬称略

区 分	氏 名	所 属	
座 長	西村 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター教授	
学 識 者	淺枝 隆	埼玉大学大学院理工学研究科教授	
	小野 良平	東京大学大学院農学生命科学研究科准教授	
	関 健志	(公財)日本生態系協会事務局長	
	高村 典子	国立環境研究所生物・生態系環境研究センター センター長	
地域関係者	者 大畠 康平 千代田区区民生活部部長		
	黒川 秀夫 (~平成24年3月) 島崎 友四郎 (平成24年4月~)	千代田区環境安全部部長	
	山口 正紀	千代田区まちづくり推進部部長	
	岡田 彬	千代田区観光協会専務理事	
	村岡 輝三	(一財)国民公園協会皇居外苑専務理事	
公募委員	土屋 正巳	(株)エフエム東京営業推進部長	
	長 正一郎		
事務局	環境省自然環境局皇居外苑管理事務所		
		株式会社プレック研究所	

役職等は、途中交代の委員を除き平成25年3月現在のもの。